

令和7年度古里小学校いじめ防止基本方針

R7.4.1 改訂
筑西市立古里小学校

1 目 的

児童（生徒）の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第3条より抜粋＞

- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 早期発見のための取組

(1) 早期発見の基本

- ① 児童のささいな変化に気付くこと
- ② 気付いた情報を確実に共有すること
- ③ 情報に基づき速やかに対応すること

(2) 早期発見のための措置

- ① 定期的なアンケート調査Ⅰ（月1回、各学級）
- ② 定期的なアンケート調査Ⅱ（学期1回、各学級）
- ③ 一人一台端末を活用しての「心と体の健康観察」による日々の見取り（毎朝、各学級）
- ④ いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期1回）

(3) 相談体制の整備

- ① 定期相談〔教育相談（6月、12月、3月）、個別面談（7月）〕
- ② SC、SSWとの面談（月1、適宜）

(4) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① いじめ関係の生徒指導リーフによる研修
- ② 定期的な個別児童の情報交換会の実施（毎月職員会議にて）

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ① 情報モラルに関する研修会（教職員、児童向け、保護者向け）
 - ② 茨城県スクールロイヤー派遣の活用

5 未然防止のための取組

(1) 未然防止の基本

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- ② 授業や行事の中で、どの生徒も落ち着ける、活躍できる場をつくりだす。
- ③ 日頃の学級経営の中で、生徒の自尊感情や自己肯定感を育てていく。

(2) 未然防止のために

- ① 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、課題を見つける。
 - ② 課題解決のための計画及び具体的な手立てを作成する。
 - ③ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。
 - ④ 目標の達成状況を把握し、「①～③」の適否を検証する。
 - ⑤ 検証の結果から導かれた新たな課題を考察し、再び「②～④」を実施する。
- 未然防止は、今、起きている事象と比べ、起きていない事象の場合、危機感を実感しにくい。また、起きていない事象への取組の場合、成果を実感しにくい。そのため、管理職による教職員への意識啓発が求められる。

(3) 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ③ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ④ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- ⑤ 元気なあいさつ運動の推進（保護者及び地域の協力によるあいさつ運動の強化）
- ⑥ 無言清掃、ボランティア活動の推進
- ⑦ 児童主体で進める学校行事の運営（人権集会「いじめゼロフォーラム」）

6 関係諸機関との連携

市教育委員会 市家庭児童相談員 民生委員・主任児童員
青少年育成市民の会 協和支部委員 筑西児童相談所 筑西警察署生活安全課

7 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。

(1) いじめ防止等対策委員会

- ① 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭で構成する。
- ② 本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

- ① 本協議会の構成員は、下記の通りである。
学校（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭）、PTA会長、学校評議員、主任児童員で構成する。
- ② 本協議会は、年間1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

8 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
- (4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。
- (9) インターネット上で行われるいじめへの対応の仕方について、チェックリストを活用して行う。

9 児童間のトラブルに対する学校の基本姿勢と対応手順

- (1) トラブルの際は、被害、加害と決めつけることなく、双方から丁寧に聞き取りを行う。
- (2) 双方のよりよい成長・発達のために指導やケアを行う。
- (3) 双方の保護者にも、そうした対応への理解と協力をお願いする。
- (4) 状況によっては、SC や SSW 等の専門家も活用して対応する。

10 重大事態への対処

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより相当の期間学校（年間30日を目安）を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<①の場合>

- ・速やかに教育委員会に連絡し、教育委員会の指導により適切に対処する。

<②の場合>

- ア 事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
- イ いじめ防止等対策委員会を開催する。
- ウ いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- エ 市教育委員会へ報告する。
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署との連携し対応する。いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- カ 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- キ 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- ク いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制の構築する。

11 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

- ・ いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。